

宗務行政の現状について

舟橋 徹（文化庁文化部宗務課長）

1. 宗教法人法の概要

(1) 制定の経緯

- ① 宗教団体会法（昭和15年施行）
 - ・ 宗教団体の設立・法人化＝認可制、監督官庁の幅広い権限
- ② 宗教法人令（昭和20年施行）
 - ・ 宗教法人の設立＝登記制、所轄庁は届出の受理のみ
- ③ 宗教法人法（昭和26年施行）
 - ・ 宗教法人の設立＝認証制、所轄庁の権限を限定

(2) 宗教法人制度の概要（資料1ページ）

- 宗教団体に法人格を与え、自主的活動のための物的基礎を確保することを目的
- 宗教法人の自由と自主性、責任と公共性の2つの要請を基本
- 制度の特色
 - ・ 認証（規則の法令適合性を審査して公に確認する行為。裁量のない羁束行為）
 - ・ 所轄庁の権限を限定（一般的監督権限を有しない）
 - ・ 責任役員制度（民主的な管理運営）
 - ・ 公告制度（透明・公正な管理運営）
 - ・ 宗教法人審議会への諮問（不認証、裁決、処分の公正性等を担保）

(3) 平成7年の宗教法人法一部改正（資料3ページ）

- 社会状況や宗教法人の実態の変化に対応
- 所轄庁が責任を適切に果たし、宗教法人の管理運営の民主性・透明性を高める
- 改正の概要
 - ・複数の都道府県に境内建物を備える宗教法人の所轄庁を都道府県知事から文部科学大臣に改める
 - ・事務所備付け書類の見直しとその一部の写しの所轄庁への提出
 - ・信者その他の利害関係人による財産目録等の閲覧
 - ・宗教法人審議会の委員の増員
 - ・所轄庁の報告聴取及び質問

2. 宗務行政の現状・課題

(1) 書類提出制度の徹底

- ・極めて高い提出率を維持
- ・引き続き、制度を徹底

(2) 提出書類の所轄庁における取扱い（開示請求への対応）

- ・宗教上の特性・慣習を尊重し、信教の自由を妨げないよう留意（法25条5項）
- ・開示請求に対しては、登記事項等の公知の事項を除き、原則不開示の取扱い
- ・都道府県の法定受託事務に関する処理基準（平成16年2月文化庁次長通知）で明記（資料4ページ）
- ・鳥取県公文書開示決定取消訴訟（平成19年2月、最高裁で県の上告棄却）（資料5ページ）

(3) 不活動宗教法人対策の推進（資料6ページ）

- ・代表役員の死亡、礼拝施設の滅失等により宗教活動は行っていないが、法

人格のみ存在するもの = 全国に約5000法人と推測

- ・法人格の売買、脱税などに悪用、宗教法人制度そのものの信用損なうおそれ
- ・都道府県や宗教法人の担当者対象の対策会議、対策手引書作成等を実施

(4) 公益法人制度改革への対応（資料7～9ページ）

- ・対象は現在の財団法人、社団法人及び中間法人
- ・改正後の民法33条において、「公益」の例示に「祭祀、宗教」を規定
- ・公益認定財団・社団法人が主たる目的とする公益目的事業として「信教の自由の尊重又は擁護を目的とする事業」を法律で規定
- ・公益目的所得財産残額相当額の贈与先として、政令で、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人で一定の要件を満たすものを規定（※宗教法人も対象）
- ・内閣府において公益目的事業のチェックポイント等を掲げた「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」を策定

(5) 宗教法人制度の運用等に関する調査研究の推進

- ・宗教法人をめぐる環境の変化等の中で、①宗教や宗教法人が果たす社会的意義・役割、②宗教や宗教団体の憲法・法律における位置づけ、③宗教法人制度の意義や運用の在り方について議論（平成17年度から実施）

※〔編集者注〕

本稿は、報告者の都合により、学会当日（2008年6月7日）に配付されたレジュメに一部加筆・補充をしたものと同日配付された資料を掲載したものです。したがって、発表内容は報告時点の状況に基づくものであり、また、報告者の所属・役職も報告当時のものです。

「宗務行政の現状について」(舟橋 徹)・添付資料

宗務行政の現状に関する参考資料

宗教法人制度の概要

宗教法人法（昭和26年制定・平成7年改正）

（憲法上の要請）

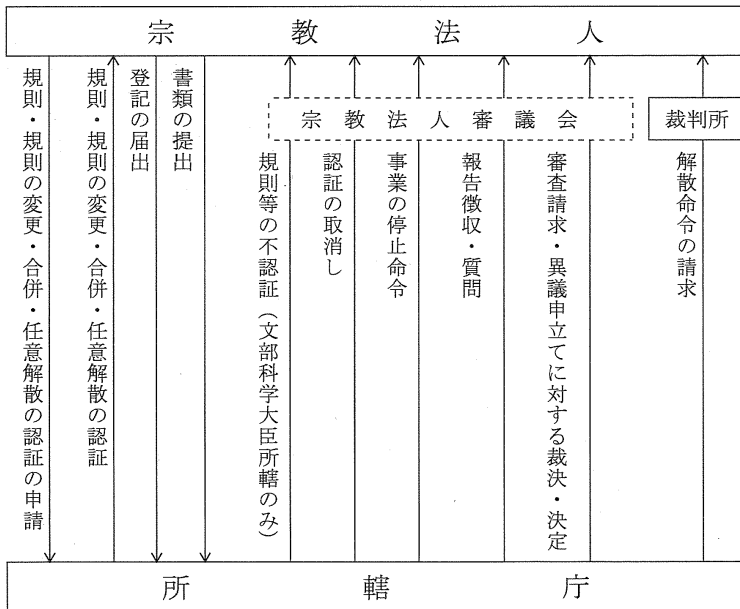
信教の自由の保障

政教分離原則



所轄庁の権限を最小限のものに限定

- ・宗教的事項への関与の禁止
- ・一般的な監督命令権、調査権を有しない



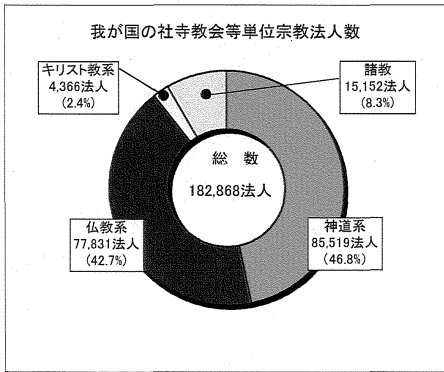
宗教法人の現状等

1 宗教法人数等の現状

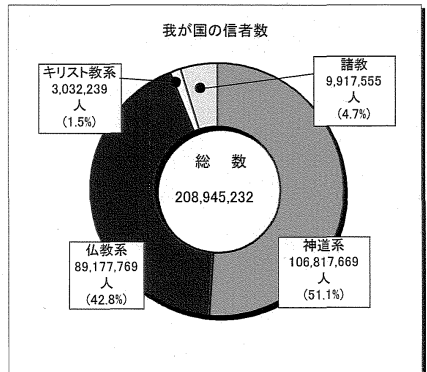
(平成18年12月31日現在)

所轄・系統	区分	包括宗教法人	単位宗教法人				計	合計
			被包括宗教法人					
			文部大臣所轄包括宗教法人に含されるもの	都道府県知事所轄包括宗教法人に含されるもの	非法人包括宗教法人に含されるもの	単立宗教法人		
文部大臣 科学	神道系	128	23	—	1	62	86	214
	仏教系	154	146	—	5	107	258	412
	キリスト教系	60	35	—	1	200	236	296
	諸教	31	26	—	—	50	76	107
	計	373	230	—	7	419	656	1,029
都道府県 知事	神道系	7	83,074	146	132	1,946	85,298	85,305
	仏教系	11	74,473	67	398	2,470	77,408	77,419
	キリスト教系	8	2,676	28	45	1,313	4,062	4,070
	諸教	1	14,676	2	11	355	15,044	15,045
	計	27	174,899	243	586	6,084	181,812	181,839
合計	400	175,129	243	593	6,503	182,468	182,868	

我が国の社寺教会等単位宗教法人数



我が国の信者数



系統	宗教法人数	割合
神道系	85,519	46.8%
仏教系	77,831	42.7%
キリスト教系	4,366	2.4%
諸教	15,152	8.3%
総数	182,868	100.0%

系統	信者数	割合
神道系	106,817,669	51.1%
仏教系	89,177,769	42.8%
キリスト教系	3,032,239	1.5%
諸教	9,917,555	4.7%
総数	208,945,232	100.0%

宗教法人法の改正（平成7年12月公布・8年9月全面施行）

<主な改正点>

(1) 所轄庁の一部変更

- ・ 複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人の所轄庁を都道府県知事から文部科学大臣に改める

(2) 所轄庁への書類の提出

- ・ 事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合）、境内建物に関する書類、事業に関する書類（事業を行う場合）の所轄庁への提出を義務付け

(3) 備付け書類の閲覧

- ・ 信者その他の利害関係人から請求があった場合の事務所備付け書類の閲覧を規定

(4) 所轄庁の報告徴収及び質問

- ・ 解散命令申立ての事由等に該当する疑いのある場合の、所轄庁による宗教法人に対する報告徴収、質問を規定（宗教法人審議会の意見を聞く。）

(5) 宗教法人審議会委員の増員

- ・ 委員の定数を15人以内から20人以内に増員

宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）〔抜粋〕

平成16年2月19日15庁文第340号
各都道府県知事あて文化庁次長通知

第2 事務所備付け書類の写しの所轄庁への提出及びその取扱について（法第25条第4項関係）

- 1 宗教法人の事務所備付け書類の一部の写しの所轄庁への提出が義務づけられた趣旨は、当該宗教法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを、所轄庁が継続的に確認するためであり、宗教法人が書類の提出を怠っている場合、当該宗教法人が速やかに提出するよう督促を行う等必要な措置を講ずること。
- 2 情報公開条例等に基づき法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第3項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第5項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。

公文書開示決定取消訴訟について

1 概 要

平成17年 5月10日	県が、宗教法人から提出された事務所備付書類の写しの公開を求めた情報公開請求に対し、文化庁の処理基準とは異なる判断で、非公知の事項(財産目録等)を含めた内容の開示決定
平成17年 5月19日	宗教法人が公文書開示決定取消請求を地裁に提訴
平成18年 2月 7日	地裁、宗教法人の主張を認め開示決定を取り消す判決
平成18年 2月20日	県が高裁に控訴
平成18年10月11日	高裁、県の控訴を棄却
平成18年10月24日	県が最高裁に上告(10月30日受理)
平成19年 2月22日	最高裁、県の上告を棄却

2 最高裁決定(平成19年2月22日)

本件上告を棄却する

(参考) 控訴審判決(平成18年10月11日)

本件控訴を棄却する

【理由骨子】

- ① 宗教法人から所轄庁へ提出された書類を管理する事務は、以下のことからすれば法定受託事務であると解するのが相当。
 - 宗教法人法25条4項は、その文言解釈からも、書類の提出を受ける事務にとどまらず、提出された書類の管理についても規定したものと解釈する余地があること
 - 同項の事務が、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして定められる法定受託事務であると規定されていることとの整合性
 - 書類の提出のみに意義があるのではなく、むしろ、提出された書類を所轄庁が適切に保管して利用することによって、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営の実態を継続的に把握することに重要な意義を有するといえる同項の趣旨
 - 宗教法人の有する書類について閲覧によって当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されることがないように配慮すべきとの宗教法人法の基本的立場
 - 宗教法人法の事務について、都道府県知事と文部科学大臣等が関与する仕組みになっていることからすると、書類の管理、特にその開示についての取扱いは、全国一律の基準に基づいて処理するのが合理的かつ妥当であると考えられること
- ② 文化庁次長の本件通知は、文部科学大臣から文化庁次長に対して与えられた職務権限に基づいて定められた処理基準であると認められ、県条例9条2項1号にいう「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為」に該当する。
- ③ 本件文書はいずれも一般に公開されていない非公知の事項であり、本件において例外的に開示すべき特段の事情を認めるに足りる特段の事情はない。
- ④ したがって、本件文書は、実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報と認められ、これを開示した本件開示決定は、本件条例9条2項1号に違反する。

不活動宗教法人対策に関する文化庁の取組みについて

- 不活動宗教法人数等の調査(16年度～)
 - ・平成18年12月末現在…4,552法人(都道府県推定)

<都道府県向けの取組み>

- 不活動宗教法人対策会議の開催(16年度～)
 - ・ブロック別に開催
 - ・解散命令申立てに関する事例研究
- 「不活動宗教法人対策マニュアル」の作成・配布(17年度)
 - ・不活動宗教法人の実態別分類や対処方針の策定など、都道府県における整理に向けた手順等を記載
- 「不活動宗教法人対策事例集(所轄庁用資料)」の作成・配布(19年度)
 - ・各都道府県や文化庁において実際に行われた不活動宗教法人の整理に向けた対策の事例を掲載

<宗教法人向けの取組み>

- 包括宗教法人に対する文書による協力依頼(17年度)
 - ・包括宗教法人別の不活動宗教法人数を提示
- 不活動宗教法人対策会議の開催(18年度～)
 - ・東京、京都、広島(19年度)で開催
 - ・不活動宗教法人の現状、不活動宗教法人対策の必要性、文化庁における取組みなどを説明
 - ・宗教法人の自主的・主体的な取組みを要請
 - ・整理方策等を説明
- 「不活動宗教法人対策手引書」の作成・配布(18年度)
 - ・不活動宗教法人の整理方策等を記載
 - ・系統別に本手引書の説明会を実施
- 包括宗教法人に対するヒアリングの実施(18年度)
 - ・不活動宗教法人対策の現状、対策を進める上での問題点等を聴取

公益法人制度改革について

1. 法の趣旨・概要

「官から民へ」の流れの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、公益法人の設立許可を主務官庁が自由裁量により行う制度を改め、登記のみで法人を設立できる制度及び公益性を認定する制度を創設。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない、すなわち非営利の社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による公益認定等委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

⇒公益法人が主たる目的とする公益事業について、別表で「信教の自由…の尊重又は擁護を目的とする事業」を規定

⇒公益法人が解散する場合の残余財産の帰属先について、学校法人、社会福祉法人等法に掲げる法人に準ずるものとして「政令で定める法人」を規定（政令において、一定の要件を満たす法人であれば、帰属先となりうることを規定）

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(1) 及び (2) の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

⇒改正後の民法第333条第2項において「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」と規定

⇒宗教法人法を一部改正（2. 参照）

2. 宗教法人法の改正内容

(1) 現行準用規定に相当する規定の整備

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の制定に伴う民法及び非訟事件手続法の改正により、現行宗教法人法第51条第1項において準用する民法及び非訟事件手続法の規定がすべて削除されるため、当該規定に相当する規定を宗教法人法に別途規定するもの。

<参考> 宗教法人法(抄)

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定(法人の解散及び清算)は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

(2) 従たる事務所の所在地における登記事項の簡略化

現行宗教法人法では、従たる事務所の所在地における登記事項については、主たる事務所の所在地における登記事項と同一とされているところ、登記のコンピュータ化が図られ、従たる事務所の所在地から主たる事務所における登記情報にアクセスすることが容易になっていることを踏まえ、改正法では、登記申請者の負担軽減の観点から、①名称、②主たる事務所の所在場所、③従たる事務所の所在場所のみとするもの。

3. 経緯

- ・平成18年 5月26日 法律成立
- ・平成18年 6月 2日 法律公布
- ・平成19年 6月15日 公益認定等委員会より政令・内閣府令の制定について答申
- ・平成19年 9月 7日 政令公布
- ・平成20年 3月 1日 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)意見募集(30日間)
- ・平成20年 4月11日 公益認定等ガイドライン決定
- ・平成20年12月 1日 施行
(移行期間 5年間)
- ・平成25年11月30日 新たな制度への移行期間終了

4. 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）

（１）公的認定等ガイドラインについて

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）、同法施行令及び同法施行規則に基づく公益認定の申請に関し、認定法第5条に規定する公益認定の基準及び関連する規定についての運用を明らかにし、もって認定法の円滑な施行を図る。

なお、具体的案件における審査等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断される。

（２）公益目的事業のチェックポイントについて

公益認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であり、このうち前者については、法の別表各号で明示しているため、後者の「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という点を認定するに当たっての留意点として、チェックポイントを掲げる。

事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイントとして、（１）検査検定、（２）資格付与、（３）講座、セミナー、（４）体験活動等、（５）相談、助言、（６）調査、資料収集、（７）技術開発、研究開発、（８）キャンペーン、〇〇月間、（９）展示会、〇〇ショー、（１０）博物館等の展示、（１１）施設の貸与、（１２）資金貸付、債務保証等、（１３）助成（応募型）、（１４）表彰、コンクール、（１５）競技会、（１６）自主公演、（１７）主催講演の各事業区分ごとに、また、これらの事業区分に該当しない事業について、それぞれチェックすべき点を掲げる。

なお、受益の機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得ることとしている。